

近江八幡市地域防災計画

〈原子力災害対策編〉

令和 7 年 3 月

近江八幡市防災会議

原子力災害対策編 目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 市及び消防機関等の処理すべき事務又は業務.....	4
第3節 計画の基礎とするべき災害の想定.....	10
第4節 原子力防災に関する市の基本的考え方.....	18
第2章 災害事前対策.....	21
第1節 基本方針.....	22
第2節 教育・研修及び防災知識普及計画.....	25
第3節 情報収集・連絡体制等整備計画.....	27
第4節 緊急時モニタリング体制整備計画.....	30
第5節 原子力防災訓練計画.....	31
第6節 広域的相互応援体制整備計画.....	33
第7節 安定ヨウ素剤備蓄計画.....	34
第8節 要配慮者災害予防計画.....	35
第3章 緊急事態応急対策.....	37
第1節 情報収集連絡計画.....	37
第2節 緊急時活動計画.....	43
第3節 モニタリング体制.....	58
第4節 市民等への情報伝達・相談活動.....	59
第5節 退避及び避難計画.....	62
第6節 警備及び交通対策計画.....	67
第7節 原子力災害医療計画.....	68
第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等.....	69
第9節 要配慮者応急対策計画.....	70
第10節 緊急事態対応策に従事する者の防護計画.....	71
第11節 広域支援計画.....	72
第4章 原子力災害中長期対策.....	73
第1節 基本方針.....	73
第2節 汚染の除去等.....	73
第3節 各種制限措置の解除.....	73
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表.....	73
第5節 損害賠償請求計画.....	73
第6節 風評被害等の影響の軽減.....	74
第7節 市民相談体制の整備.....	74
第8節 被災中小企業等に対する支援.....	74
第9節 心身の健康相談体制の整備.....	74

第 1 章 総則

第 1 節 計画の方針

第 1 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法(昭和36 年法律第223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、市が実施すべき防災体制を確立するとともに、防災に関してとるべき必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することにより、原子力災害から市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。
- 2 1 に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質又は放射線の異常な水準での事業所外への放出及び核燃料物質等の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

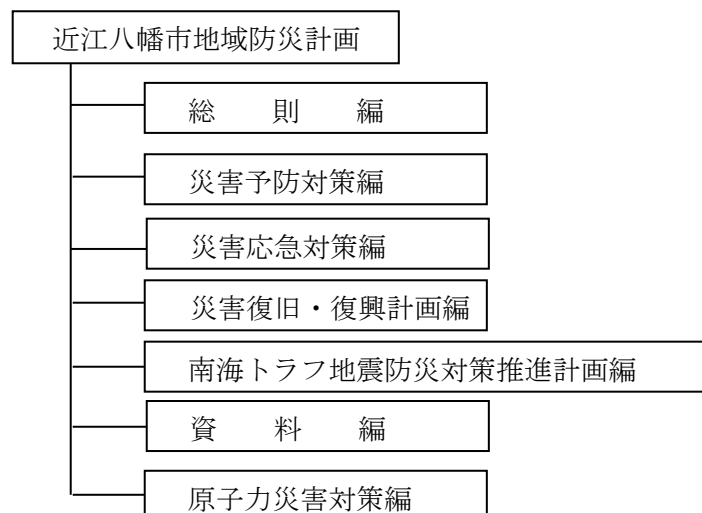
第 2 計画の性格

近江八幡市地域防災計画原子力災害対策編は近江八幡市地域防災計画（以下「本編」という。）の「原子力災害対策編」として定めるもので、原子力災害から市民の安全を確保するための計画である。

また、この計画に定めのない事項については「本編」に準拠するものとする。

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」、「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」を十分に尊重した上で作成したものである。

なお、この計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。



第3 計画の構成

この計画は、次の4章で構成する。

第1章 総則

第2章 災害事前対策

第3章 緊急事態対応対策

第4章 原子力災害中長期対策

第4 計画を定めるにあたっての基本方針

本市において、原子力防災対策（原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等）を図る必要のある地域の範囲は市全域とする。原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（令和6年9月11日全部改訂）に示される「原子力災害対策重点区域」は、概ね半径30kmの範囲とされているが、福島第1原発事故では、放射性物質による汚染は10kmの範囲を超え、同心円的な拡大とはならず、風向き及び雨に左右されることを示しており、市全域を対策の必要な区域とすることが市民の安全を確保するうえで妥当である。

原子力規制委員会は、原子力防災対策に係る区域として、以下に示す緊急防護措置を準備する区域（UPZ）、予防的防護措置準備区域（PAZ）という考え方を示し、それぞれ緊急防護措置を準備する区域（UPZ）は原子力施設からおおむね半径30kmの範囲、予防的防護措置準備区域（PAZ）は原子力施設からおおむね半径5kmの範囲としている。

また、滋賀県は、独自に実施した放射性ヨウ素の拡散シミュレーションに基づき、緊急防護措置区域（UPZ）の範囲を最大43kmとしている。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画の修正や、原子力災害対策指針の改定が行われた場合、県地域防災計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

なお、市は、原子力災害に関する地域防災計画の作成又は修正に際しては、県の協力を得るものとする。

第5 計画の周知徹底

この計画は、県、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6 県地域防災計画との関連

近江八幡市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に当たっては、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、これに抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

第7 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画は、国の防災基本計画の修正、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときは、「原子力災害対策指針」を遵守

するものとする。

第2節 市及び消防機関等の処理すべき事務又は業務

原子力防災に関し、市及び消防機関等の処理すべき事務又は業務は、近江八幡市地域防災計画(本編)第1編第1章第2節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基礎とする。

また、県計画において、当市は「関係周辺市以外の市町(原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲(U P Z)を包含する市(長浜市・高島市)以外の市町)」と位置付けられているが、放射性プルームによる影響等により、一時的に放射線量が高くなる恐れもあるため、市の業務の大綱としては、以下に掲げる所掌内容とする。

第1 市

機関名	事務又は業務
近江八幡市	(1) 原子力防災に関する組織の整備 (2) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (3) 原子力防災に関する教育・訓練 (4) 通信・連絡網の整備 (5) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (6) 環境条件の把握 (7) 災害状況の把握及び伝達 (8) 災害対策本部等に関する事務 (9) 緊急時における国、県等との連絡調整 (10) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力及び市独自の環境放射線モニタリングの実施 (11) 原子力防災に関する広報 (12) 退避及び避難に関する計画に関すること (13) 市民の退避・避難、立入制限、救助等 (14) 緊急時医療措置に関すること (15) 飲食物等の摂取制限等 (16) 緊急輸送及び必要物資の調達 (17) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (18) 防災業務関係者の被ばく管理 (19) 災害救助法の要請 (20) 義援金、義援物資の受入れ及び配布 (21) 広域応援の要請及び受入れ (22) 文教対策 (23) 汚染の除去等 (24) 各種制限措置の解除 (25) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (26) 風評被害等の影響の軽減 (27) 市民相談体制の整備 (28) 被災中小企業、被災農畜水産業者等に対する支援 (29) 心身の健康相談体制の整備 (30) 県の行う原子力防災対策に対する協力

第2 消防機関

機関名	事務又は業務
東近江行政組合 消防本部	(1) 緊急時における県・市等との連絡調整 (2) 市民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること

第3 県

機関名	事務又は業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減

	(31)住民相談体制の整備 (32)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33)心身の健康相談体制の整備 (34)物価の監視 (35)関係周辺市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力 (36)関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
--	---

第4 警察

機関名	事務又は業務
滋賀県警察	(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (5) 警察職員の被ばく対策 (6) その他原子力災害警備に必要な措置

第5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近畿管区警察局	(1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付
近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
近畿経済産業局	(1) 物資の供給及び燃料の供給に関する情報収集等 (2) 被災産業調査・分析・支援 (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定及び収用の協力要請 (2) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (3) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する運航協力要請 (6) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1) 気象状況の監視 (2) 気象に関する資料・情報の提供
近畿総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
滋賀労働局	(1) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務 (大戸川ダム工事事務所))	(1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
近畿地方環境事務所	(1) 環境監視体制の支援に関すること (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること

第6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	(1) 災害派遣要請に対する調整 (2) 原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣 (3) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道㈱ (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道㈱(京滋支社)	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話㈱(滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄及び配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務 (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達
西日本高速道路㈱(関西支社) 中日本高速道路㈱ (名古屋支社、金沢支社)	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運㈱(大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送
関西電力㈱ 日本原子力発電㈱(敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 〔 高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん 〕	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理

第8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
近江鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 信楽高原鐵道(株)	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人 滋賀県バス協 会琵琶湖汽船(株) 一般社団法人 滋賀県トラッ ク協会	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人 滋賀県医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人 滋賀県看護協 会 一般社団法人 滋賀県薬剤師 会	(1) 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協 力 (2) 原子力災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人 滋賀県社会福 祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、 傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援へ の協力
株式会社京都放送 びわ湖放送(株)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達
一般社団法人 滋賀県L P ガ ス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるL P ガス供給と保安の確保

第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

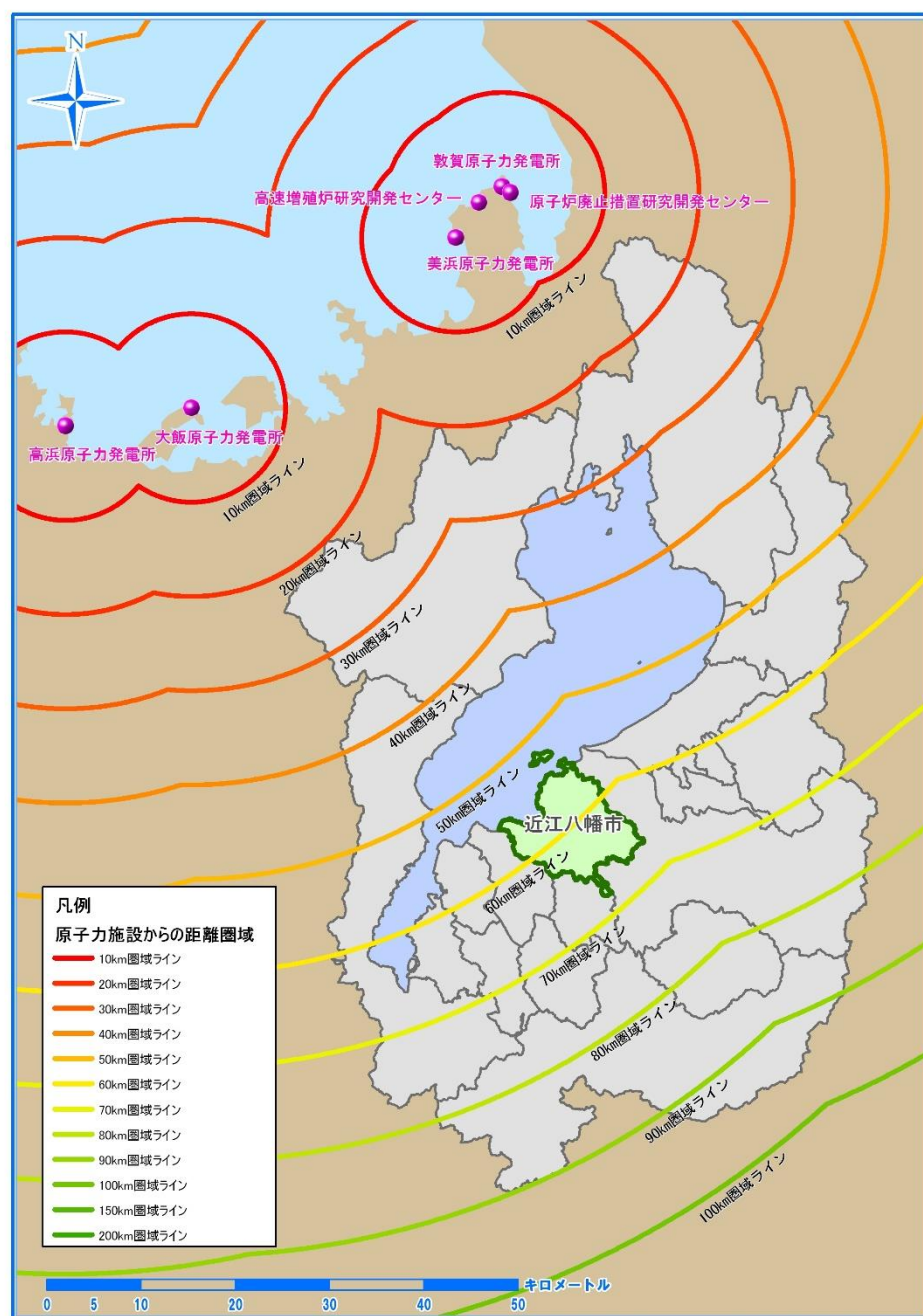
第1 原子力事業所の立地状況

1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

県北部と隣接する福井県には、4市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子炉が設置されている。また、県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。

本市は、福井県に立地する原子力施設から概ね60kmの位置関係にある。

原子力事業所の位置



2 気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 45%）、次いで北から北北東の風が多く（約 40%）吹いている。弱い風（3m/s 未満）を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8 月）は南南東の風が約 45%、また、冬期（12～2 月）は北から北北西の風が約 40%の割合で吹いている。年平均風速は、平年値で 4.1m/s である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は約 55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにみると、夏季を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。

（気象庁の観測データの平年値（1991 年～2020 年）を使用。）

計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉ふげん	高速増殖原型炉もんじゅ
事業者名	日本原子力発電(株)		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2
設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	濃縮ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	—
本格運転 開始年月日	S45. 3. 14 H27. 4. 27 運転終了	S62. 2. 17	S54. 3. 20 H15. 3. 29 運転終了	平成 30 年 3 月 28 日に廃 止措置計画認可

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力(株)		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S45. 11. 28 H27. 4. 27 運転終了	S47. 7. 25 H27. 4. 27 運転終了	S51. 12. 1

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力㈱			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3 万 k W	342.3 万 k W	342.3 万 k W	342.3 万 k W
電気出力	117.5 万 k W	117.5 万 k W	118.0 万 k W	118.0 万 k W
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転 開始年月日	S54. 3. 27 H30. 3. 1 運転終了	S54. 12. 5 H30. 3. 1 運転終了	H3. 12. 18	H5. 2. 2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力㈱			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244. 0 万 k W	244. 0 万 k W	266. 0 万 k W	266. 0 万 k W
電気出力	82. 6 万 k W	82. 6 万 k W	87. 0 万 k W	87. 0 万 k W
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウ ム混合酸化物燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルトニウ ム混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

第 2 前提となる事態の想定等

1 東京電力㈱福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を決定するため、平成 23 年度に実施した放射性物質の拡散予測における想定は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とした。

なお、事故による放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

(1) 放射性物質

国の原子力安全委員会が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

① キセノン

原子力安全・保安院が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機及び、3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で 3.4×10^{18} Bq(ベクレル)、2号機で 3.5×10^{18} Bq、3号機で 4.4×10^{18} Bqと試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の 4.4×10^{18} Bqを用い、この量が1時間で放出されたものとする。

② ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/h(ベクレル/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

(3) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4) 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

(5) 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい(～1m/s)日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第3 予測される影響等

- 1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。

2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSv(ミリシーベルト)を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から43kmとなった。一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、16市町に及び、最大距離は敦賀発電所から79kmとなった。

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から42kmとなった。一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、18市町に及び、最大距離は美浜発電所から89kmとなった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から32kmとなった。

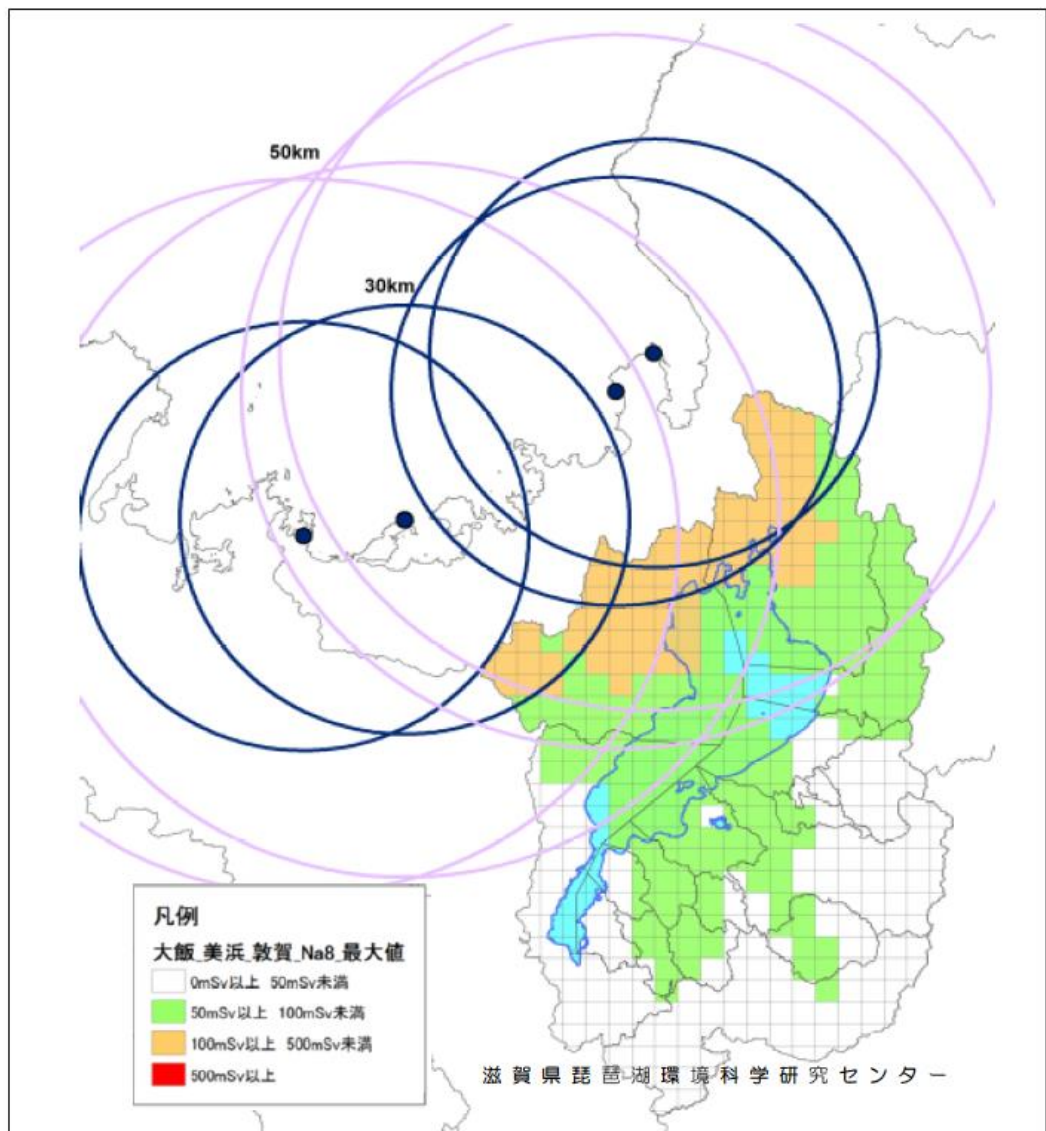
一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から63kmとなった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となる地域はない。また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）もない。

このことから日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

第4 琵琶湖への影響予測

1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成24年度から平成25年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。

2 平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所及び同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137及びセシウム134について、事故後24時間における湖面及び流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

その上で、当該期間における沈着量の予測及び気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入及び琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3ヶ月間とした。また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134を、セシウム137（半減期約30年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m²を超える地域が、高島市等で見られた。
- ② 放射性セシウム及び放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（OIL2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準OIL6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇または低減しにくくなるケースも確認された。

第5 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

＜原子力災害対策重点区域の範囲＞

区域・地域	内 容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Zone)	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。
U P Z 外	UPZ内外にかかわらず、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

※ EAL（Emergency Action Level）とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。

※ OIL（Operation Intervention Level）とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。

第4節 原子力防災に関する市の基本的考え方

第1 基本方針

福島第1原発事故は、チェルノブイリ原発事故と同規模(レベル7)の深刻な事故となった。この原発事故は、①地震及び津波による全電源の喪失、②炉心冷却機能の長時間にわたる停止、③炉心の溶融(メルトダウン)、④水素爆発の発生及び建屋(屋根)の崩壊、という経過をたどり、大量の放射性物質を周辺環境に放出した。

放射性物質による汚染は広範囲に及び、福島県飯館村(30kmを超える区域)でも極めて高い放射線量を計測している。また、福島第1原発から概ね60km離れている福島市でも高い放射線量の計測される地域が存在している。

これらの状況を踏まえ、近江八幡市の原子力防災に関する基本的考え方を以下に整理する。

第2 福島第1原発事故に関する現段階の教訓

福島第1原発事故については、現段階で以下の教訓等が明確になっている。

- (1) 災害等により全電源が喪失した場合、短時間で炉心のメルトダウンが発生する。
- (2) 炉心のメルトダウンにより発生した水素により、水素爆発の危険が高まる。
- (3) 水素爆発が発生した場合、建屋が崩壊し、放射性物質が広範囲に飛散する。
- (4) 事故がさらに深刻化し、水蒸気爆発の発生につながった場合、大規模に放射性物質が飛散する。
- (5) 事故が発生した場合、事故を終息させるのに長期の時間が必要となる。
- (6) 放射性物質による汚染は、同心円的な拡大とはならず、風向き及び雨(雪)に左右される。(飯館村の高濃度汚染) また、水素爆発の発生により放射能汚染はEPZ(半径10kmの範囲)を超えて広範囲に広がる。
- (7) 原子炉の冷却には大量の水が必要であるが、その水が海及び地下に流出し、深刻な放射性物質による汚染を引き起こす。
- (8) 放射性物質による汚染は、畜産業、農林業、漁業に甚大な被害をもたらす、国民の食生活に多大な影響を及ぼす。
- (9) 原発周辺市町村の住民は、長期にわたる遠隔地の避難生活を強いられ、故郷に戻ることが困難となる。
- (10) 原発には使用済み核燃料が大量に蓄積しており、冷却水の供給が絶たれた場合、高熱を発生し放射性物質による汚染事故が発生する危険がある。
- (11) 放射性物質により汚染された土地等については、除染が必要となるが、非常に困難である。
- (12) 放射性物質が下水処理場に流れ込み、高濃度の放射性物質を含む汚泥が発生する。

第3 退避及び避難の考え方

(1) 退避及び避難の基本的考え方

市の防災に関する原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出されるような深刻な事故が発生した場合(特に水素爆発が発生した場合)、風向き等によっては退避及び避難が避けられない事態が発生する。

放射性物質の放出により退避及び避難が必要とされる場合、「屋内退避」措置を迅速に実施し、市民の安全確保を図るものとする。なお、仮に放射性物質による汚染が本市に拡大した場合、「屋内退避」という方法では、退避者の生活の確保が困難であるとともに、最終的に遠隔地避難となった場合、円滑な避難に困難を伴うことが予測される。よって、市としては「屋内退避」という方法をとる場合、退避者の生活の確保及び円滑な遠隔地避難の実施に支障とならないようにすることが必要である。

(2) 退避及び避難の方法

福井県にある原子力事業所で深刻な原発事故が発生した場合、以下の方法で退避及び避難を実施する。

① 屋内退避

市民は、事故が発生した場合、自宅等の建物内に屋内退避し放射線による被ばくの回避を図るとともに、原発事故に係る事態が進展した場合に備え、避難の準備を行うこととする。

なお、屋内退避の後、退避の必要がなくなった場合、通常の生活に復帰することとする。

② 避難及び遠隔地避難

市民は、原発事故の深刻さが増し、市域において放射性物質による汚染が拡大した場合または拡大するおそれがある場合、避難場所に避難する。なお、放射性物質による汚染の拡大により遠隔地に避難する必要がある場合、避難場所から遠隔地に避難する。

③ 退避及び避難の基準

原発事故が発生した場合、早期の退避及び避難により安全を確保する立場から、市は以下の基準で退避及び避難の措置をとる。

表 本市の退避及び避難の基準

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力事故の発生	
原子力緊急事態宣言(原災法第 15 条)が発出され、かつ、本市において放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合	屋内退避(避難の準備)
原子力緊急事態宣言(原災法第 15 条)が発出され、かつ、放射能汚染が拡大した場合又は拡大するおそれがあり、本市において緊急時モニタリングにより計測された空間放射線量率が、O I L 1 または O I L 2 を超過した場合は、避難等を実施する。	避難 (遠隔地避難)

④ 避難手段

遠隔地避難は、市が確保したバス及び鉄道等の交通手段により行う。市で交通手段の確保が困難な場合は、県を通じ交通手段の確保を要請する。

第4 モニタリングの体制

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとるうえで非常に重要となる。よって、市は県の行うモニタリングへの協力を行うとともに、市独自にモニタリングを実施し、市内における環境放射線量の把握に努める。

第5 放射性物質による汚染対策

市内の土地・空気・水等が放射性物質により汚染された場合、市は以下の対応を行う。

- (1) 市内の土地等が、高濃度に汚染された場合、長期にわたる広域避難措置をとる。その際、県及び国に対し、住居及び職業の確保及び安全で快適な生活の確保を要請する。
- (2) 市内の土地等の汚染が低濃度である場合、汚染が低減するまでの間広域避難措置をとる。その際、上記(1)と同様、県及び国に対し、住居及び職業の確保及び安全で快適な生活確保を要請する。また、土地の除染及び汚染物質の除去を合わせて実施する。
- (3) 市内の土地等の汚染が微量である場合、避難措置を解除し市内での生活に移る。その際、汚染した水・食料を摂取することによる内部被ばくを極力避けるための措置を徹底する。また、市内で生産する農産物・畜産物・水産物等については、放射性物質の汚染に関する検査を徹底し、放射性物質による汚染物質が消費者にわたらない措置を徹底する。
- (4) 以上の対策により、放射性物質による汚染に係る市及び市民の全損失を算出し、原発事故当事者に対し損害賠償を請求する。

第6 行政機能の確保

原発事故においては、最悪の場合、市民の長期避難が避けられなくなり、市役所自体も避難が必要となることが想定される。そのような状況において市民の生活を守るためには、行政機能を適切に確保することが必要となる。よって、市役所の場所、職員と組織、市役所が保有するシステムとデータを迅速に確保する体制を整備する必要がある。

(1) 市役所の場所の確保

県外の多くの自治体と災害時における相互応援協定を締結し、原発事故に伴う遠隔地避難が避けられない事態が発生した場合、市役所となる場所を速やかに提供してもらう体制を予め整備する。

(2) 保有するシステムとデータのバックアップ体制

① 市独自のバックアップ体制

市は、災害時における行政機能の確保を図るため、市庁舎が災害により損害を受けた場合を想定し、市庁舎以外の施設に市が保有するシステムとデータをバックアップする機能を確保する。

② 広域連携によるバックアップ体制

市は、災害時における行政機能の確保を図るため、本市を含む地域全体が大きな被害を受けた場合を想定し、県内外の遠隔地市町村と連携して市が保有するシステムとデータを相互にバックアップする体制及び県及び県内市町が共同でそれぞれ保有するシステムとデータをバックアップする体制の整備を検討する。また、民間企業によるバックアップサービスの活用も併せて検討する。

第7 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

市は、原子力発電所から概ね60km程度離れているが、国の原子力災害対策指針、県計画等を踏まえて、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、原子力災害対策指針に定めるOILと防護措置に基づく基準と照らし合わせ、それを超える地域を特定し、必要に応じて、段階的に避難や屋内退避等を実施する。

第8 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、県は、県民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

(1) 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、県からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の情報を迅速に把握し、市民に的確に伝達するよう努める。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- ① 市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、市の広報番組や出前講座の開催等の充実に努める。
- ② 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供に努める。
- ③ 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

(4) 緊急事態対応策に従事する者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や原子力災害医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。

(5) 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

(6) 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問い合わせ窓口を設置し、国・県や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

第1 災害応急対策活動

原子力災害発生時における災害応急対策活動を円滑に実施するため、福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町に立地している原子力事業所で事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合(以下「緊急時」という。)に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 平常時の安全対策

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から次の安全対策を講ずるものとする。

- (1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。
- (2) 市は、県と緊密な連携のもと、周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングを実施するとともに、モニタリングの評価結果について把握するものとする。
- (3) 市は、防災関係機関と連携し、平時からの安全対策について協議し情報の共有に努めるものとする。

第3 災害応急対策の体制整備

- (1) 応急対策活動のためのマニュアル作成

市は、応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員及び防災関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努めるものとする。

- (2) 職員の参集体制

市は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (3) 職員の配備体制等

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節の表に示す配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等について予め定めておくものとする。

- (4) 防災関係機関相互の連携体制

市は、国の原子力防災担当省庁、県、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、医療機関、その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。

- (5) 国の専門家の派遣要請手続及び受入体制

市は、原子力災害が発生した場合、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続及び受入体制の整備を図るものとする。

- (6) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、国、県、東近江行政組合消防本部と協力し、緊急消防援助隊による人命救助

活動等を行うための受入体制の整備に努めるものとする。

(7) 自衛隊への派遣要請手続き及び受入体制

市は、知事に対し、自衛隊の派遣要請が迅速に行うことができるよう、予め手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図るものとする。

第4 退避及び避難体制の整備

(1) 市は、原子力災害が発生した場合の退避及び避難の計画（以下「避難計画」という）を作成するものとする。

(2) 市は、県と連携し、学校等公共の施設を対象に放射線の遮へい効果の調査を実施し、必要に応じて対策を講じるものとする。

(3) 市は、市民等の退避及び避難のための指示等を行った場合において、避難状況を的確に確認するための体制を予め整備するものとする。

(4) 市は、放射線の遮へい効果を考慮した避難場所として、学校等の公共施設を、その管理者の同意を得た上で、避難施設として予め指定しておくものとする。また、平常時から、指定した避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底に努め、さらに指定した避難施設については、必要に応じ、衛生環境、避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(5) 市は、県、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、自衛隊その他防災関係機関と連携し、広域避難に対する体制を整備するものとする。

(6) 市は、県と協力し、インターネット等を活用し、避難所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。

(7) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等（以下「要配慮者」という。）に対する避難体制については、近江八幡市地域防災計画（本編）第2編第3章第6節「要配慮者の支援体制の確立」によるものとする。

(8) 市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第5 緊急輸送活動体制及び交通体制の整備

(1) 市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能の確保、道路管理の充実を図る体制を整備する。

(2) 市は、県、近江八幡警察署、その他防災関係機関と連携し、避難住民及び緊急物資の迅速な輸送方法の確立を図るものとする。

第6 救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、国及び県からの情報に基づき、東近江行政組合消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(2) 緊急事態対応策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う緊急事態対応策に従事する者の安全確保及び応急対策活動の円滑な

実施を図るためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、市は、国、県、東近江行政組合消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる下記に掲げる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

- ア 放射性物質又は放射線による汚染防止のための防護器具(防護服、防護マスク、手袋等)
- イ 汚染等の測定を行うサーベイメータ等(GM管式サーベイメータ等)
- ウ 市民に対する広報用機器(インターネット・メール、防災行政無線、衛星電話等)
- エ 防災業務関係者へ連絡を行うための通信機器(携帯電話、携帯無線機等)
- オ 防災用車両(広報車両、搬送車両等)

第2節 教育・研修及び防災知識普及計画

第1 計画の方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、防災業務担当職員等の原子力防災知識を高める取り組みを推進する。

また、市民が、原子力防災に関する基礎的な知識を備え、万一の緊急時に円滑な防護活動を実施することができるよう、市は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して市民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 市における防災業務担当職員等の研修

市は、国、県等が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について防災業務担当職員に対する研修を必要に応じ実施するものとする。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 原子力事業所の概要に関する知識
- (3) 原子力災害とその特性に関する知識
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- (5) 放射性物質及び放射線の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (6) 緊急時に市、国、県及びその他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- (7) 緊急時に市民がとるべき行動及び留意事項に関する知識
- (8) 放射線医療に関する知識
- (9) その他緊急時対応に関する事項

第3 市民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、市民に対し次に掲げる事項について原子力防災に関する知識の普及と啓発を図る。また、市民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、県から必要な助言を受けるものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力事業所の概要に関すること
- ウ 避難施設の位置に関すること
- エ 原子力災害とその特性に関すること
- オ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- カ 本市の平常時における環境放射線の状況に関すること
- キ 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- ク 屋内退避や避難に関すること

- ケ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- コ 緊急時にとるべき行動及び留意事故に関すること
- サ 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
- シ 放射性物質による汚染の除去に関すること

(2) 広報の方法

市は、防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

市は、原子力防災訓練を行うに当たっては、市民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第3節 情報収集・連絡体制等整備計画

第1 計画の方針

市は、国、県、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。

第2 情報通信設備等の整備

(1) 防災関係機関相互における情報通信設備の整備

原子力災害時には、応急対策活動の円滑な推進のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があり、防災情報システム、防災行政無線及び多様な通信媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するものとする。

ア 防災情報システム及び防災行政無線の活用

市は、県及び防災関係機関への情報伝達は、防災情報システムにより行う。なお、防災情報システムが利用できない場合は、防災行政無線により行う。

イ 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

(2) 市民に対する情報連絡・伝達設備の充実

市は、原子力災害時の円滑な応急対策活動の遂行と市民に対する適切な情報提供のため、テレビ・ラジオ、携帯端末による電子メール等の活用を図るものとする。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。

ア 自治会（自主防災組織）による情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（予め広報文を作成する）

ウ テレビ・ラジオ（NHK 大津放送局、びわ湖放送等以下同じ）による情報伝達（放送依頼）

エ ZTV近江八幡放送局による情報伝達

オ インターネット・メール、携帯電話による情報伝達

カ 同報系防災無線による情報伝達

キ サイレン

ク 近江八幡Town-Mailによる情報伝達

第3 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関相互の連携体制

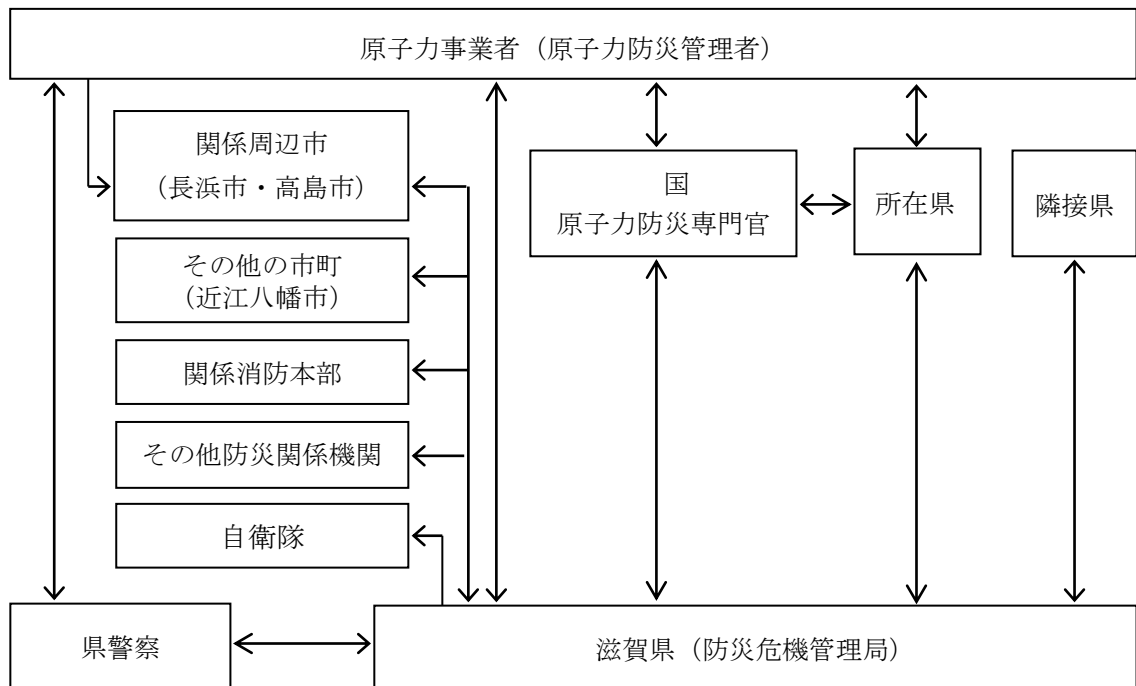
ア 市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市（長浜市、高島市）

及びその他の市町、原子力事業所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果及び屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。

イ 市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

ウ 市は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておくものとする。

[情報収集・連絡系統図]



(2) 情報収集・連絡要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(3) 連絡調整機関の設置

市は、県が設置する連絡調整機関に協力し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

(4) 機動的な情報収集体制

市は、県が行う機動的な情報収集に協力し、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。

第4 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

(2) 専門家による支援

市は、収集した情報の分析整理にあたり、必要に応じ専門家の意見を聴き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

(3) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。

(4) 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

市は、県と協力して、応急対策の的確な実施に当たり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第5 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

(1) 市と県との間の通信連絡網の整備

市は、県と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

(2) 移動通信系機器の整備

市は、県、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の移動通信機器の整備・維持に努める。

(3) 災害時優先線電話の活用

市は、電気通信事業者より提供されている災害時有線電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 運用方法の習熟

市は、災害用に配備されている通信系機器については、県等の協力を得て、その運用方法について習熟に努める。

(5) ネットワーク機器の停電対策

市は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。

第4節 緊急時モニタリング体制整備計画

第1 計画の方針

原子力事業所から大量の放射性物質又は放射線の放出があった場合、原子力事業所から周辺環境に飛散した放射性物質の状況及び放射線量に関するデータの迅速な把握並びにその状況を迅速かつ的確に市民に提供することが重要なことから、市は県が実施する緊急時モニタリングに協力する体制の整備を図る。

また、市独自に緊急時モニタリングを実施し、放射性物質の飛散状況の把握に努める体制を整備する。

第2 緊急時モニタリングに対する協力体制の整備

市は、必要に応じて、県が策定する「緊急時モニタリング計画」、モニタリング体制の整備に協力する。

第3 平常時における環境放射線モニタリングへの協力

市は、必要に応じて、県が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力する。

第4 関係機関との協力体制の整備

市は、県と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5 市独自に実施する緊急時モニタリング体制の整備

市は、独自に実施する緊急時モニタリングについて、モニタリングを実施する中学校への職員配置など必要な体制を整備するものとする。

表 市のモニタリング実施場所

防災センター
八幡中学校
八幡東中学校
八幡西中学校
安土中学校
沖島小学校

第5節 原子力防災訓練計画

第1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練(以下「防災訓練」という。)を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定及び協力

- (1) 市は、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するための計画を策定するものとする。
- (2) 市は、県が次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。
 - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
 - イ オフサイトセンターへの参集訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - オ 大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練
 - カ 原子力災害医療訓練
 - キ 住民等に対する情報伝達訓練
 - ク 周辺住民避難訓練
 - ケ 人命救助活動訓練
- (3) 市は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、市民避難訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 防災訓練の実施

- (1) 市は、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するものとする。
- (2) 市は、県が本節第2(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的を実施する防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練に協力するものとする。
- (3) 市は、県が原災法第13条に基づき作成する国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(3)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて市民の協力を得て、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

市は、防災訓練を実施するに当たり、県、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・

研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の助言を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施するなど、現場における判断力の向上・迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、近江八幡市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正等を行うものとする。

第5 防災訓練に関する普及啓発

市は、市民に対して、市広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第6 防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を規制するものとする。

第7 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第8節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第6節 広域的相互応援体制整備計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

第2 広域相互応援体制

(1) 災害時相互応援協定の活用

市は、市独自で避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、市が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結している「災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2) 滋賀県広域消防相互応援協定の活用

市は、「滋賀県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第3 関係機関との協定

市は、関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても活用するものとする。

第7節 安定ヨウ素剤備蓄計画

第1 計画の方針

安定ヨウ素剤について、原子力災害対策指針では、P A Zにおいては事前配布を、またU P Zにおいては、住民の避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用ができるように適切な場所での備蓄を求めている。本市はU P Z外に位置するため安定ヨウ素剤の備蓄は求められていないものの、市が備蓄することで速やかな配布が可能となり、市民の安全性が高まることから、備蓄の推進を図る。

第2 国・県の計画

1 国

U P Z外に対する国の備蓄体制は、どこで発災しても2日目には40万丸、7日目までに備蓄する全てのヨウ素剤（200万丸）を配布できる体制を構築するとしており、さらに不足の場合には、民間工場での全力生産（13万丸／日）及び海外からの援助等により対応可能な体制整備を行うとしている。また、配送体制としては、一次集積地に関しては、発災日に輸送車が出発、翌日までに到着（18～24時間程度を想定）としている。なお、一次集積地からの配送計画については、被害状況によって判断するとしている。

2 県

滋賀県は独自のシミュレーションにより最大43kmまでをU P Z内（長浜市・高島市）とし、そのエリア内の公共施設等に安定ヨウ素剤を備蓄し、国・県の指示により服用するとしている。

第3 市の計画

国・県による安定ヨウ素剤の備蓄及び配布の計画は、本節第2のとおりとされている。

市は、市民の安心・安全をより高めるため、人命の安全確保を最優先にした減災対策として安定ヨウ素剤を備蓄し、有事の際は速やかに配布できるよう、備蓄体制を整理するものとする。

第8節 要配慮者災害予防計画

第1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設等の災害応急体制

社会福祉施設等の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等を予め定めておくものとする。

(2) 避難体制の整備

市は、県と連携し、国、原子力防災専門官及び原子力事業者の協力のもと、要配慮者に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達され、また、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、社会福祉施設は、各施設から避難施設に至るまでの経路を点検し、避難に使用する道路の安全確保を図るものとする。

(3) 介護体制の整備

市は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅介護体制や避難施設での要配慮者の介護体制を整備するものとする。

第3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

(1) 情報連絡・伝達設備の充実

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備の充実については、本章第3節「情報収集・連絡体制等整備計画」により整備を図るものとする。

また、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

(2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難施設での文字媒体(電光掲示板等)の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者を予め確保するものとする。

第4 原子力防災に関する知識の普及

(1) 支援体制の整備

市は、県と連携し、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 保育所児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、市及び県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、保育所児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第5 防災訓練における配慮事項

市は、県と連携し、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報収集連絡計画

第1 計画の方針

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、県、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であることから、原子力災害の事象に応じた本市と各防災関係機関の情報収集連絡体制及びその内容について定める。

本章は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

一方、事態の進展によっては、市でも、必要に応じて、屋内退避、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

また、市はUPZの範囲外に立地することからオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）への参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。

第2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 情報の収集における基本的な考え方

市は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が以下により、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等では、情報収集事態が定められ、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が定められており、これら4つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

(1) 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、

連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

(2) 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

(3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

(4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避しまた最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。

第3 応急対策活動情報等の情報収集

市は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、以下により国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子

力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、原子力災害対策指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」のとおりである。

第4 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

1 情報収集事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

(2) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

市は、県からの情報収集を行う。

2 警戒事態が発生した場合

(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ、関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡することとされている。

(2) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知した場合、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（※1）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

(3) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

市は、県からの情報収集を行う。

（※1）施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難との予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）

（イまたはウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県、原子力規制委員会及び所在市町に限るものとされている。

- (2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- (3) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

- ・ P A Zを含む市町と同様の情報をU P Zを含む市に連絡
 - ・ U P Zを含む市に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載
- 市は、県からの情報収集を行う。

第5 応急対策活動情報の連絡等

1 緊急時通報後の連絡

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。なお、この連絡は、県、関係周辺市（長浜市、高島市）及び原子力防災専門官に対し行うこととされている。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの連絡

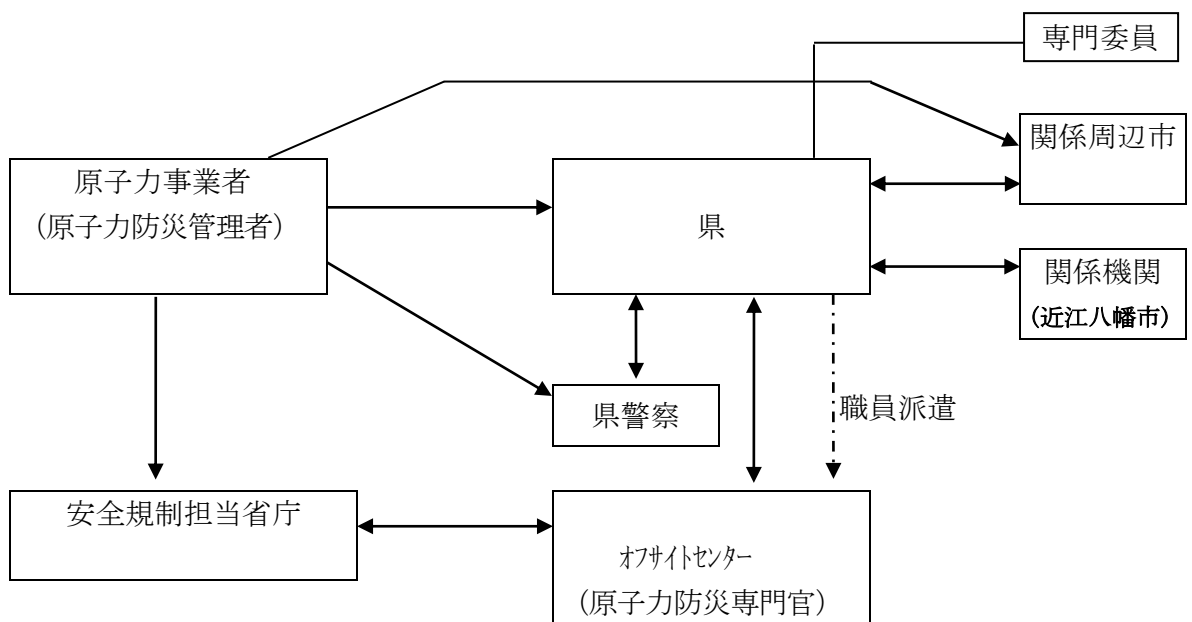
原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

県は、原子力規制庁(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

県は、関係周辺市（長浜市、高島市）等との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項を、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

第6 通信手段の確保

- 各連絡系統図（施設敷地緊急事態発生時）



県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。

県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、県が行う応急対策

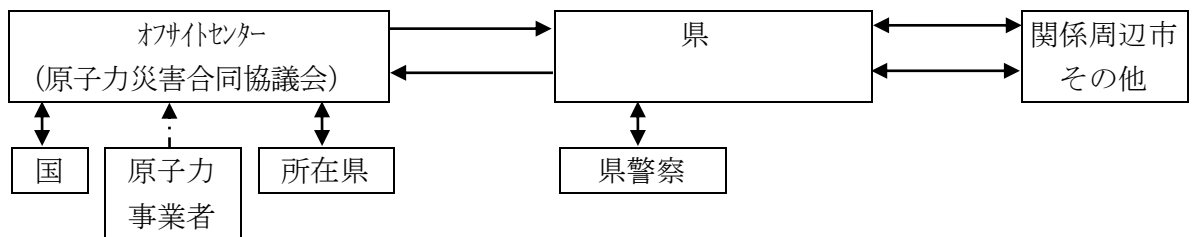
活動の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。

(3) 関係周辺市（長浜市、高島市）等との連絡

県は、関係周辺市（長浜市、高島市）等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。

市は、県から情報収集を行う。

■ 各連絡系統図（全面緊急事態発生時）



第2節 緊急時活動計画

第1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、市は、原子力災害の事象に応じ、活動配備体制を速やかに確立する。

第2 市の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

市における原子力災害時の動員体制は以下の3種類とし、職員の動員配備の基準は、表「動員配備基準」による。

- ア 警戒配備体制
- イ 警戒本部体制
- ウ 災害対策本部体制

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故(緊急時)の通報があり、表「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、危機管理監が市長の指示を受け配備体制を決定する。

(3) 職員への伝達等

ア 勤務時間中における伝達及び系統

口頭、電話・メール等迅速、的確な方法により伝達するものとする。

イ 勤務時間外又は休日等における伝達等

(ア) 伝達方法

動員指示については、電話等により迅速、的確な方法により伝達する。

(イ) 上記(ア)以外の参集

a 警戒配備体制(次ページ基準)において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。

b 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ロ) 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

(ハ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、危機管理課に報告するものとする。

表 動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
【フェーズ１】情報収集事態 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度５弱または震度５強の地震が発生したとき (2) 県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき 必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする (3) その他副市長が警戒配備体制を決定したとき	警戒配備	〈参集する所属〉 ・危機管理課
【フェーズ２】警戒事態 (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度６弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき (2) 県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき (3) 県から原子力防災管理者から警戒体制を発令したとの連絡があったとき (4) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	災害警戒本部設置	〈本部長〉 ・副市長 〈副本部長〉 ・教育長 〈本部員〉 ・危機管理監 ・各部長、理事 ・消防団長 〈職員参集する部署等〉 ・課長以上の職員 ・危機管理課の全職員 ・総務課の全職員 ・人事課の全職員 ・総合政策部職員の半数 ・その他課長が必要とする人員
【フェーズ３】施設敷地緊急事態 (原災法 10 条) 特定事象 (1) 原子力防災管理者から県に原災法第 10 条第 1 項に定める通報があったとき (2) 県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき (3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	災害対策本部設置	〈本部長〉 ・市長 〈副本部長〉 ・副市長 ・教育長 〈本部員〉 ・危機管理監 ・各部長、理事 ・消防団長 職員全員
【フェーズ４】全面緊急事態 (原災法 15 条) 緊急事態宣言 (1) 県から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき		

第3 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

副市長は、次の場合に警戒配備体制を決定し、又は解除するものとする。

(1) 警戒配備体制の決定

市は、以下の配備基準において、警戒配備体制を決定する。

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。
- ② 県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
- ③ その他副市長が警戒配備体制を決定したとき。

(2) 警戒配備の解除基準

警戒配備体制の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ③ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

(3) 業務内容

職員は、各所属で情報の収集を行うものとする。

(4) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

副市長が警戒配備体制を決定した場合、危機管理監は、次の機関にその旨を連絡するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ 県

ウ 市防災会議構成団体

第4 警戒事態【フェーズ2】における活動体制

市長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止するものとする。

(1) 災害警戒本部の設置基準

市は、以下の配備基準において、災害警戒本部を設置する。

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- ② 県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 県から原子力防災管理者から警戒体制を発令したとの連絡があったとき。
- ④ その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

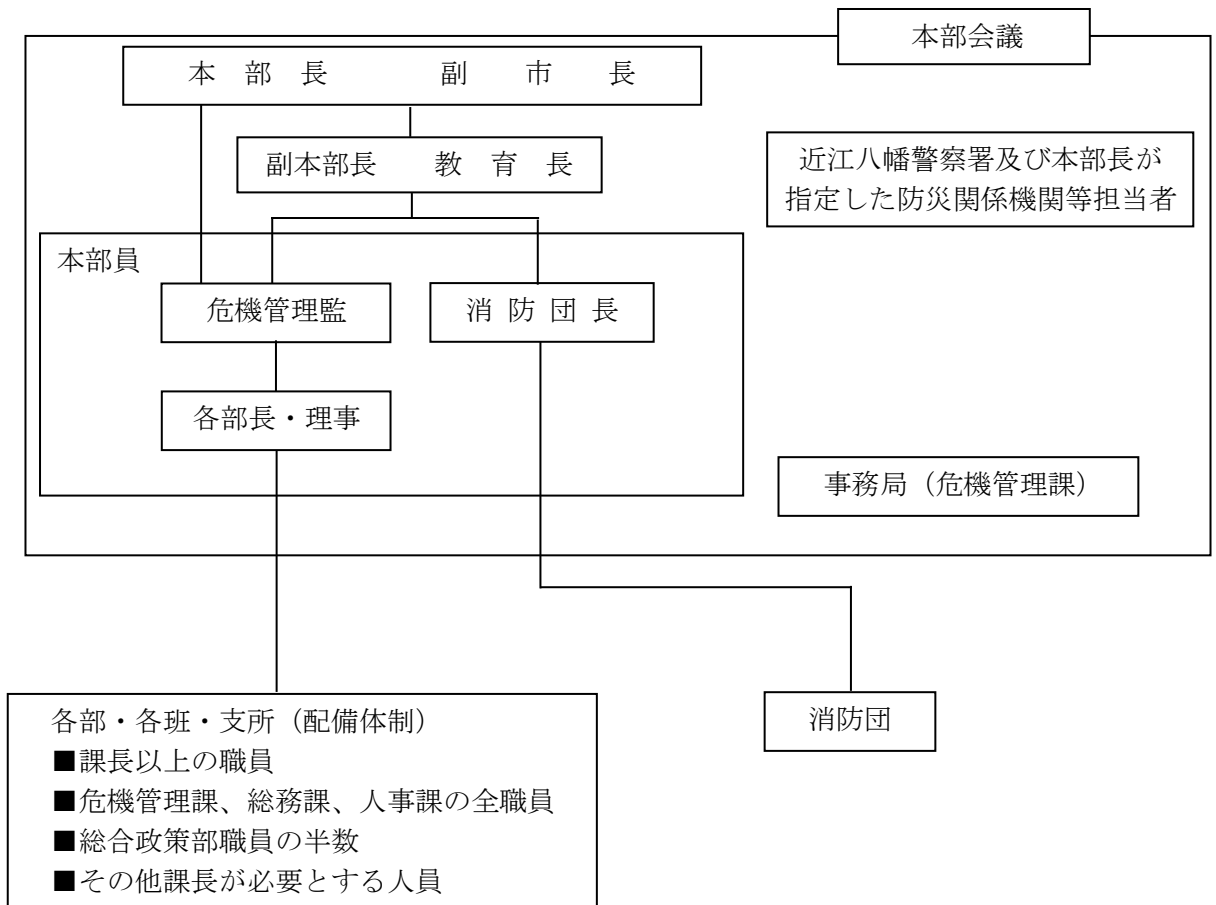
- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、市庁舎3階市長応接室とし、新庁舎の整備後は3階特別会議室1とする。

(4) 災害警戒本部の組織及び事務分掌等

ア 災害警戒本部の組織



イ 災害警戒本部の本部長は副市長をもってあてる。副市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第1順位を教育長、第2順位を危機管理監、第3順位を総務部長、第4順位を総合政策部長、第5順位を市民部長、第6順位を都市整備部長とする。

ウ 災害警戒本部員は、危機管理監、各部長・理事及び消防団長をもって充てるものとする。

エ 災害警戒本部に事務局及び下表の部を置き、部の長は部長又は課長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。また各部員については、部又は課に所属する職員を充てるものとする。

表 災害警戒本部に設置する部

部名	部(課)長名
総合政策部	危機管理監 総合政策部長
総務部	総務部長
市民部	市民部長
都市整備部	都市整備部長
産業経済部	産業経済部長
福祉保険部	福祉保険部長
子ども健康部	子ども健康部長
安土町総合支所	安土町総合支所長

オ 災害警戒本部の事務分掌

部	事務分掌
危機管理監 (事務局)	①警戒本部が実施する対策の基本方針に関すること ②本部会議の開催に関すること ③各部の事務の総括に関すること ④県本部との連絡調整に関すること ⑤安土町総合支所との連絡調整に関すること ⑥防災行政無線による情報伝達体制の確保に関すること
総務部 市民部	①職員の服務に関すること ②警戒本部の庶務に関すること ③災害情報の収集及び整理に関すること ④国・県・防災関係機関との連絡調整及び災害応急対策の状況把握に関すること ⑤応急対策の実施状況を収集し、問題点を整理すること
総合政策部	①報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整に関すること ②災害の広報に関すること ③警戒本部が実施する対策を各部に伝達すること ④各部からの情報等を整理し事務局に伝達すること ⑤その他事務局業務の補完に関すること
都市整備部 産業経済部	①緊急時モニタリングの実施に関すること ②退避及び避難に関すること
福祉保険部 子ども健康部	①避難所の確保及び運営に関すること ②要配慮者の退避及び避難に関すること
安土町総合支所	①安土町地域における災害の広報に関すること ②安土町地域における災害情報の収集及び整理に関すること ③安土町地域における退避及び避難に関すること ④防災行政無線による情報伝達体制の確保に関すること

カ 災害警戒本部に、本部長及び本部員並びに近江八幡警察署及び本部長が指定した防災関係機関等担当者で構成する災害警戒本部会議を置くものとする。

キ 市は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害警戒本部会議を招集するものとする。

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- (イ) 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- (ウ) 各部の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- (オ) 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- (カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- (キ) その他重要な初期活動に関する事項
- ク 災害警戒本部に危機管理課長を事務局長とする事務局を置き、危機管理課をもつて構成するものとする。
- (5) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、次の機関にその旨を通知又は報告し、意見・提言を求めることができる。

 - ア 原子力防災専門官
 - イ 県
 - ウ 市防災会議構成団体
 - エ 隣接市
- (6) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、市(災害警戒本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示するものとする。

第5 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制

- (1) 災害対策本部の設置基準

市は、以下の配備基準において、災害対策本部を設置する。

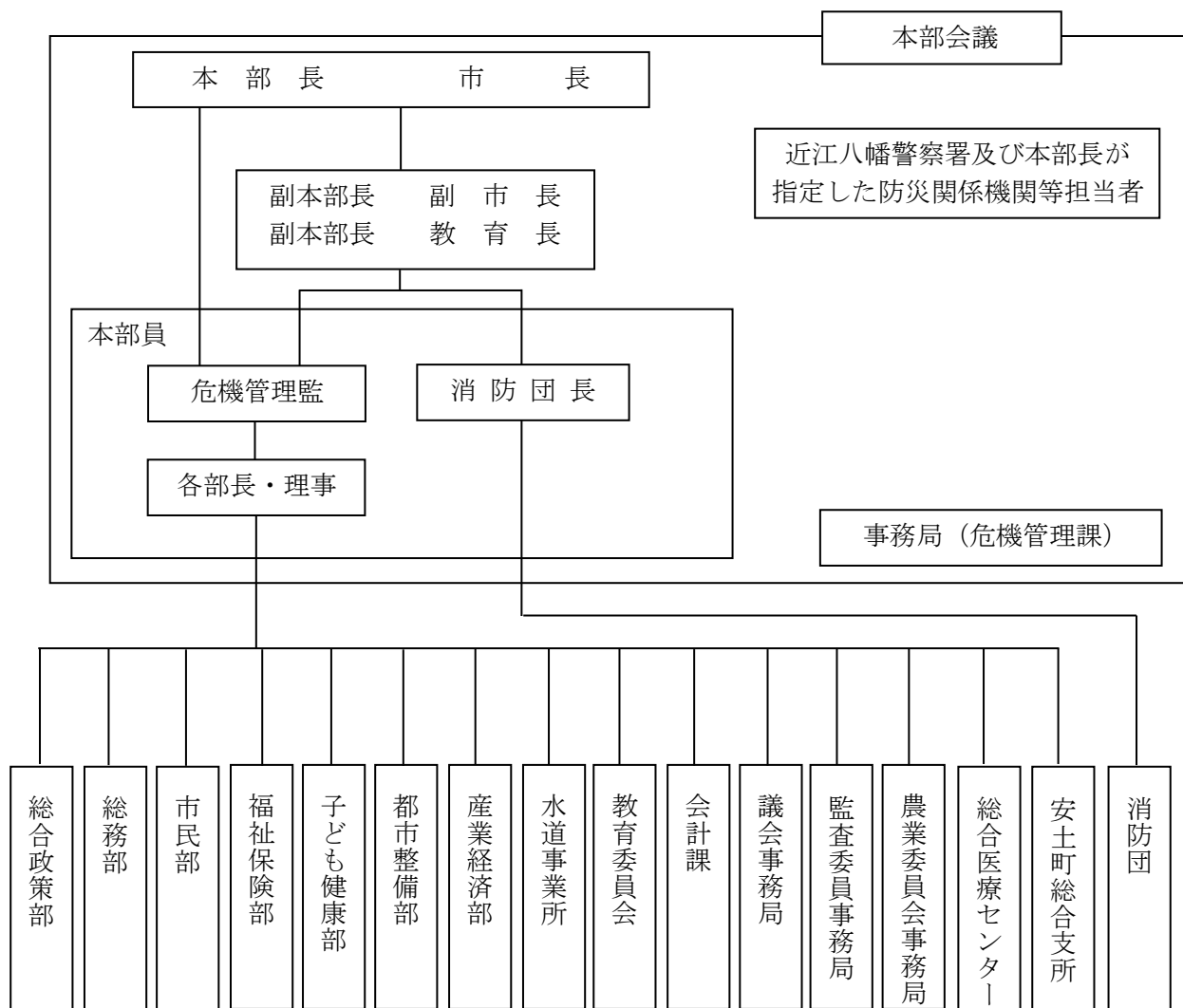
 - ① 原子力防災管理者から原災法第10条に定める通報を受け、県が災害対策本部を設置したとき。
 - ② 県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
 - ③ 福井県又は滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{ Sv/h}$ 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。
 - ④ 県及び関係周辺市から一時滞在場所開設準備の依頼があったとき。
 - ⑤ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

 - ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎3階市長応接室とし、新庁舎の整備後は3階特別会議室1とする。
- (4) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 災害対策本部の組織



イ 災害対策本部長の本部長は市長をもってあてる。市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第1順位を副市長、第2順位を教育長、第3順位を危機管理監、第4順位を総務部長、第5順位を総合政策部長、第6順位を市民部長、第7順位を都市整備部長とする。

ウ 災害対策本部に下表の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

表 災害対策本部に設置する部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
	危機管理監	会計課	会計管理者
総合政策部	総合政策部長	水道事業所	水道事業所長
総務部	総務部長	教育委員会	教育部長
市民部	市民部長	議会事務局	議会事務局長
福祉保険部	福祉保険部長	総合医療センター	総合医療センター事務長
子ども健康部	子ども健康部長	安土町総合支所	安土町総合支所長
都市整備部	都市整備部長	監査委員事務局	監査委員事務局長
産業経済部	産業経済部長	農業委員会事務局	農業委員会事務局長

エ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」による。

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長及び本部員並びに近江八幡警察署及び本部長が指定した防災関係機関等担当で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

カ 市(災害対策本部長)は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 市の災害状況及び災害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項
- (ロ) 災害対策本部内各部の調整に関する事項
- (ハ) 防災関係機関との連絡調整に関する事項
- (ニ) 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (ホ) その他必要な災害対策に関する事項

キ 災害対策本部に危機管理課長を事務局長とする事務局を置き、事務局危機管理課職員をもって構成する。

なお、事務局長は、必要に応じその他の部の職員を事務局に構成員として加えることができる。

(5) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、次の機関にその旨を通知又は報告し、意見・提言を求めることができる。

ア 原子力防災専門官

イ 県

ウ 市防災会議構成団体

(6) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市(災害対策本部長)は、ラジオ、テレビ、新聞等を通

じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示するものとする。

(7) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

市(災害対策本部長)は、原子力防災専門官および上席放射線防災専門官と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(8) 県との協力体制

市(災害対策本部長)は、県の災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

(9) 文書及び記録

ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとする。

イ 各部が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず事務局に合議するものとする。

ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず部名を併記するものとする。

第6 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制

国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続することとなっている。

市においても、災害対策本部を継続するものとする。

「原子力災害時における災害対策本部の事務分掌」

部	事務分掌
危機管理監 (事務局)	①災害対策本部の設置・運営に関する事 ②災害状況の把握に関する事 ③災害対策本部が実施する対策の基本方針に関する事 ④災害応援及び受援に関する事 ⑤本部会議の開催に関する事 ⑥各部の事務の総括に関する事 ⑦県本部等との連絡調整に関する事 ⑧安土町総合支所との連絡調整に関する事 ⑨防災行政無線による情報伝達体制の確保に関する事 ⑩気象予警報等の情報の収集及び伝達に関する事 ⑪各種応援協定(他部に関するものを除く)に関する事 ⑫生活必需品の需給計画、確保及び供給に関する事 ⑬応援食料の調達、炊出し及び配分に関する事
総合政策部	①本部長及び副本部長の秘書に関する事 ②災害関係の広報活動に関する事 ③災害情報の収集報告及び苦情の受付に関する事 ④報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整に関する事 ⑤所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ⑥自治会等への情報伝達及び負傷者の搬送を含む救助活動の協力要請に関する事 ⑦観光資源、観光施設等の災害対策に関する事 ⑧事務局の支援に関する事

部	事務分掌
総務部	①職員の動員・配備に関する事 ②本部事務局の協力に関する事 ③災害予算に関する事 ④災害応急工事の契約に関する事 ⑤物資車両等の調整・確保に関する事 ⑥参集職員の把握及び職員の安否に関する事 ⑦職員の服務に関する事 ⑧対策本部の庶務に関する事 ⑨国・県・防災関係機関との連絡調整及び災害応急対策の状況把握に関する事
市民部	①災害廃棄物の処理、処分に関する事 ②墓地、埋葬に関する事 ③ごみ、し尿等の処理に関する総合調整に関する事 ④環境エネルギーセンター、一般廃棄物最終処分場及び第1クリーンセンターの災害対策に関する事 ⑤鉄道・バス等緊急輸送手段の確保に関する事 ⑥交通規制の統制等交通の調整に関する事
福祉保険部	①所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ②災害救助法に関する事 ③避難行動要支援者に関する事 ④諸物資の配給に関する事 ⑤被災者に対する生活保護に関する事 ⑥社会福祉施設の被災に関する事
子ども健康部	①所管施設の安全対策に関する事 ②所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ③被災者の医療・救護対策に関する事 ④保健医療施設との連絡調整に関する事 ⑤災害救助活動に係る医師会等との連絡調整に関する事 ⑥災害防疫対策の全般的な実施計画に関する事 ⑦感染症予防対策に関する事 ⑧医療ボランティアへの対応に関する事 ⑨所管施設の被害調査及び復旧に関する事

部	事務分掌
都市整備部	①緊急時モニタリングの実施に関する事 ②退避及び避難に関する事 ③所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事
産業経済部	①農林漁業関係原子力災害被害状況の調査報告に関する事 ②畜産・水産関係に対する応急対策に関する事 ③主要食料の調達に関する事 ④中小企業関係の災害対策及び連絡調整に関する事 ⑤商工業関係の被害調査に関する事 ⑥被災商工業者等に対する金融調査に関する事 ⑦漁港、舟だまりの被害対策に関する事
水道事業所	①上水道施設等の災害対策及び被害調査に関する事 ②災害時の応急給水及び飲料水確保に関する事 ③下水道施設等の災害対策及び被害調査に関する事 ④下水排水処理対策に関する事
安土町総合支所	①市本部（本庁）との連絡調整に関する事 ②総合支所管内の情報収集・整理・伝達に関する事 ③地域住民の退避及び避難誘導に関する事 ④総合支所管内所管施設の被害状況調査に関する事 ⑤総合支所管内地域拠点・避難所との連絡調整に関する事 ⑥総合支所管内における災害の広報に関する事 ⑦総合支所管内住民に対する相談窓口の設置に関する事 ⑧防災行政無線による情報伝達体制の確保に関する事
教育委員会	①児童生徒の退避及び避難誘導、安全確保・対策に関する事 ②所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ③所管施設の被害調査及び復旧に関する事 ④被災児童生徒等に対する教育に関する事 ⑤被災児童生徒等の学用品に関する事 ⑥学校給食センターの災害活動に関する事

部	事務分掌
議会事務局	①市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整に関すること ②総務部実施事項の応援に関すること
会計課	①義援金品の保管に関すること ②災害関係費の支出に関すること
総合医療センター	①市民への安定ヨウ素剤の配布と服用に関すること ②放射線被ばくした市民等への医療措置に関すること
監査委員事務局	①総務部実施事項の応援に関すること
農業委員会事務局	①都市整備部、産業経済部実施事項の応援に関すること

第7 専門的支援の要請

1 専門家に対する支援要請

市は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

2 県に対する支援要請

市は、原子力事業者より特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第8 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

市は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第9 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

市は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理の指標

- ① 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv を上限とする。
- ② 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で100mSv を上限とする。

(※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。)

(2) 県への支援要請

市は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第3節 モニタリング体制

第1 緊急時モニタリング計画への協力

市は、県が原子力緊急事態宣言発出後に実施する緊急時モニタリングに協力する。

また、市は、独自に緊急時モニタリングを実施し、退避及び避難や飲料水、飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質及び放射線量の速やかな把握に努める。

市は、必要に応じて、県が策定する「緊急時モニタリング計画」、モニタリング体制の整備に協力する。

第2 平常時における環境放射線モニタリングへの協力

市は、必要に応じて、県が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力するものとする。

第3 関係機関との協力体制の整備

緊急時モニタリングは、事故による放射性物質の放出の状況等により、第1段階モニタリング及び第2段階モニタリングに区分する。

市は、県と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第4節 市民等への情報伝達・相談活動

第1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、市民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に実施する。

1 市民に対する情報伝達

市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ情報が的確に伝わるよう、県、県警察と連携し、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法（市ホームページ等）など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報管理の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2 市の広報体制

- (1) 市は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行い、報道機関に情報提供するものとする。なお、報道機関への発表にあたっては報道主管者を指名して対応する。
- (2) 市は、報道機関、防災行政無線等を通じ、市民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知徹底するものとする。
- (3) 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部の各部の担当者を同席させることができる。

3 情報伝達の内容

(1) 基本方針

市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 避難行動要支援者への配慮

市は、周辺市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦その他の避難行動要支援者の心身の状況に配慮した手段・方法で行う。

(3) 情報伝達内容

- ① 事故・災害等の概況
- ② 災害応急対策の実施状況
- ③ 不安解消のための市民に対する呼びかけ
- ④ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- (4) 広報内容の確認
 - ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
 - ② 発表内容や時期については、県等と相互に連絡を取り合い実施する。
- (5) 誤情報の拡散への対処

公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。

4 市が行う広報事項

市は、県等からの指示に従い、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに市民への広報を的確に行うものとする。

- (1) 警戒配備体制を決定したとき

市の独自の手段・方法により広報を行うものとするが、特に環境への影響がない事実を併せて広報するものとする。
- (2) 災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

 - ア 市からの緊急広報であること
 - イ 市に災害警戒本部を設置したこと
 - ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
 - エ 事故の状況
 - オ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
 - カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
 - キ 市、県その他防災関係機関の対応状況
 - ク 市民及び一時滞在者のとるべき措置
 - ケ 相談窓口の設置場所及び問合せ先
 - コ その他必要事項
- (3) 災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に準じるものとする。
- (4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

〈広報事項〉

上記(2)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

 - ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
 - イ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと

5 資料の保存

市は、収集又は取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

6 相談窓口の開設

市は、災害警戒本部を設置したときは、市民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を市長の指定する場所に開設するものとする。

また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報収集、整理を行うものとする。

7 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」によるものとする。

第2 市民からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。

2 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

第3 風評被害対策

1 基本方針

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

2 留意点

国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、以下のような項目を考慮する。

- ① 商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動
- ② 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施

第4 複合災害時の市民への情報伝達の留意点

複合災害時では、通常の情報連絡手段が被災、また孤立集落の発生など、市から市民への情報伝達が円滑に行えない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、市民に情報を伝達する手段を確保するために、情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。また、緊急時は、市所有の情報通信手段以外の県や警察、消防団、民間企業等の情報伝達手段を活用し、市民に情報伝達するように努める。

第5節 退避及び避難計画

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、地域住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第2 県及び国の退避及び避難に関する指標防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表1のとおりである。

市では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

別表1 防護措置基準

O I L と防護措置について（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射

線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※ 3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 ※ 3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/ cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。
- ※ 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※ 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※ 9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第 3 市における退避及び避難に関する基準避難、屋内退避等の防護措置の実施主体

市は、住民の避難等の措置を講ずるに当たっては、市だけでなく、県等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

市は、県より避難等の防護対策の指示があった場合には、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。

市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症等を含む。）の感染症の発生時における被災に備え、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施するものとする。

第 4 屋内退避

市は、原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）が発出され、かつ、本市において放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、市民に対し屋内退避を指示するものとする。また、屋内退避指示にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

1 市がとる措置

(1) 市から市民への伝達

市は、県からの指示を受けたとき又は独自の判断により、屋内退避を決定したときは、速やかに市民、屋内退避区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

ア 市災害対策本部から市民への緊急指示であること

イ 事故の概要

ウ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響

エ 応急対策の状況及び今後とるべき措置（安定ヨウ素剤の服用等）

オ 屋内退避措置をとること及び対象地区

- カ 屋内退避にあたっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)
- キ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- ク その他必要事項

2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。

第5 複合災害時の避難の留意点

複合災害時には、以下に示すような事態が想定され、それらの情報を迅速に把握し、それらの点に留意した対応が必要である。

- ・ 市民が既に自然災害で被災している場合があること
- ・ 被災或いは自然災害の被災者が既に避難するなどして、避難・退避施設が使用できない場合があること
- ・ 避難道路が被災して利用できない場合があること
- ・ 自然災害対応で要員・機材・車両等が不足すること
- ・ 情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあること

従って、屋内退避においても家屋が被災した市民に対しては避難所などの屋内退避を呼びかけたり、避難については道路状況や車両の手配に時間がかかり、通常の対応では防護対策が間に合わないと考えられる場合には、何よりも被ばくを避ける行動を優先させ、徒歩などで防護対策の必要のない区域まで一時的に移動し、改めて避難するなどの柔軟な対応が必要となる。

なお、避難の実施にあたっては、以下の点に留意する。

(1) 市がとるべき措置

- ア 避難所の開設及び避難路の決定
- イ 市から市民への指示・伝達
- ウ 防災関係機関との協力
- エ 避難所への避難方法の決定
- オ 避難所責任者の派遣
- カ 避難所の運営
- キ 避難措置の実施状況の把握
- ク 学校、社会福祉施設等の長がとるべき措置
- ケ 救護所の設置協力

(2) 広域避難を行う場合の措置

市は、広域避難を行う必要が生じた場合、県から避難所となる施設の指示を受け、県及び受入先の市町長と緊密な連携のもとに避難を実施するものとする。

第6 要配慮者への配慮

要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」によるものとする。

第 7 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

市は、避難所等で飲料水、飲食物及び生活必需品を市民に対し迅速に供給する。なお、飲料水、飲食物及び生活必需品については、市の備蓄、協定締結業界団体からの調達によるものとし、物資が不足する場合は県に対する物資の調達要請で確保するものとする。

第 8 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

市は、市域において放射線の積算線量の高い地域が発生し、国が「計画的避難区域」等を指定した場合（事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超える地点が存在）、県の指示により避難を実施する。

第6節 警備及び交通対策計画

第1 計画の方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 警戒区域の設定等

市は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、県から、同法第72条第1項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講じるものとする。

第3 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。

第4 立入制限措置

市は、近江八幡警察署長と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、広報車等あらゆる方法を使用し、市民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

第7節 原子力災害医療計画

第1 計画の方針

市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、関係医療機関と密接な連携を図りつつ、適切な原子力災害医療措置を講ずる。

第2 安定ヨウ素剤の服用

市は、市域において放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの恐れがある場合、医療機関等と連携し、以下により安定ヨウ素剤の配布及び服用を速やかに実施する。

(1) 安定ヨウ素剤服用の決定責任者

安定ヨウ素剤の配布及び服用については原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとされている。

《安定ヨウ素剤服用についての留意事項》

ア 安定ヨウ素剤服用で、副作用が生じる可能性は極めて低いとされており、配布場所での市民に対する投与は、医師が指導監督のもと投与を行う。

イ 配布場所としては、原則、避難所となるため、この場所に救護所を設置し、医師の指導監督のもと、安定ヨウ素剤の投与を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、県から安定ヨウ素剤配布について要請があった場合は、安定ヨウ素剤を備蓄場所から迅速に配布予定場所に搬送する。

なお、配布場所では、救急医療班が市民に対して、その副作用等について問診を行ったうえで、その服用方法の指導を行うものとする。

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 基本方針

原子力災害時には、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、市は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道事業者に対し、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、国及び県の指示を受けた場合、又は、緊急時モニタリングの結果、食品衛生法に基づく規制値を超える飲料水・飲食物及び農林畜水産物が見つかった場合、国の専門家等の助言を受け、直ちに次の措置を行う。

県は、市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

市は、県と連携し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限を行う。また、水道水の摂取制限を行った場合は、県と連携し、本編第3編第3章第9節に定める「給水計画」及び「食料・生活必需品の供給」に基づき、関係市民への応急措置を講ずる。

なお、琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が10日間程度残るという影響予測結果を考慮するものとする。

(1) 飲料水に対する措置

市は、国及び県の指示により、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるものとする。

(2) 飲食物に対する措置

市は、国及び県の指示により、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講ずるものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

市は、国及び県の指示により、汚染地区住民、農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取又は漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 避難所での措置

市は、飲料水、飲食物及び農林畜水産物等の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所での飲料水・飲食物等の摂取を一時禁止するものとする。

第3 飲料水及び飲食物の供給

市は、県が退避及び避難措置を指示した場合又は飲料水及び飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに県及び関係機関と連携し、避難所への飲料水及び飲食物の供給を実施する。

第9節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 情報伝達及び広報における配慮事項

- (1) 市は、県と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、観光客等の一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線等を活用した情報伝達及び広報について十分配慮するものとする。

第3 退避及び避難における配慮事項

- (1) 市は、県と連携し、介助等が必要な避難誘導及び輸送に関して、地域住民、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、退避及び避難施設での生活に関して、施設内に設置する健康相談窓口において、要配慮者の心身の健康状態の把握に十分配慮するとともに要配慮者に向けた情報の発信、生活環境にも十分配慮するものとする。
また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保ならびに提供を行うものとする。
- (3) 市は、県と協力し、退避及び避難施設におけるホームヘルパー等の介護チームなど、介護体制の構築を図るものとする。
また、退避及び避難施設に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

第 10 節 緊急事態対応策に従事する者の防護計画

第 1 計画の方針

原子力災害時において、市民に対する広報・指示伝達、市民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者(以下「防災業務関係者」という。)の安全を確保することが重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を確立する。

第 2 緊急事態対応策に従事する者の安全確保

市は、緊急事態対応策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における緊急事態対応策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

第 3 防護対策

- (1) 市は、県の指示を受けて、必要に応じ相緊急事態対応策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。
- (2) 市は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県その他防災関係機関に対して調達を要請するものとする。

第 4 緊急事態対応策に従事する者の被ばく管理

- (1) 市は、緊急事態対応策に従事する者が万一被ばくした場合には、県に対して除染等の医療措置を要請するものとする。
- (2) 緊急事態対応策に従事する者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとされているが、市においてこれが困難な場合は、県及び他の防災関係機関と協力して緊急事態対応策に従事する者の被ばく管理を行うものとする。
- (3) 市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、国、県及び原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 5 緊急事態対応策に従事する者の医療措置

- (1) 市は、緊急事態対応策に従事する者が被ばくした場合、県、原子力災害医療チーム及び防災関係機関が行うスクリーニング、除染等の医療措置に協力するものとする。
- (2) 市は、緊急事態対応策に従事する者が被ばくし高度の原子力災害医療が必要な場合、原子力災害拠点病院等への搬送に協力するものとする。

第 11 節 広域支援計画

第 1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域から被災地域への災害応急対策要員の派遣が必要になることから、広域的な支援に対応できる体制の整備を図る。

第 2 支援の実施

(1) 被災市町に対する支援の実施

市長は、原子力災害により被災した市町から支援要請があった場合、支援が必要と認めた場合は、「災害時相互応援協定」等に基づき、速やかに支援を実施するものとする。

(2) 支援に係る留意事項

ア 市長は、協定に基づく支援要請があった場合、速やかに知事に報告するものとする。

イ 支援隊は、支援要請した市町の災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。

ウ 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請市町十分協議するものとする。

なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第 10 節「防災業務関係者防護計画」によるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 汚染の除去等

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境対処について必要な措置を行う。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、被災地の状況を勘案し、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の摂取、出荷制限等、各種制限措置の解除の手続を実施するものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努め、その情報を市民等へ速やかに情報提供する。

第5節 損害賠償請求計画

第1 災害地域住民の登録

市は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避及び避難を行った市民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

第2 損害調査

市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して市において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 退避及び避難措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

第3 諸記録の作成

市は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成するものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第7節 市民相談体制の整備

市は、県と協力し、市民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口及び心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、市民に対する的確な対応を行うものとする。

第8節 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県と連携して、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、被災者に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。